

令和3年秋の全国交通安全運動実施要領

1 実施期間

- (1) 運動期間 令和3年9月21日(火)から9月30日(木)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(木)

2 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

3 運動の重点

- (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- (3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

4 スローガン

「夕暮れ時 あなたを守る 反射材」

5 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none">○ 夕暮れ時や夜間外出時、高齢者を始め家族全員が反射材用品等の着用を習慣付ける。○ 歩行者、自転車利用者、運転者として正しい交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について話題とし、地域の交通安全講習会等に積極的に参加するなど、家族全員で交通安全意識を高め、交通安全行動を実践する。○ 自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯¹や原則上向きライト走行（ハイビーム走行）を呼びかける。○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。○ 家族で通学路の危険箇所を確認し、安全に通行するための適切な助言を行うとともに、登下校時の安全確保に積極的に協力する。○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合い、後部座席においても正しく着用する。○ 飲酒運転の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家族から飲酒運転に関与する人を出さない。○ 加齢に応じた無理のない運転や運転免許証の自主返納について話し合う。○ 交通ルールや自転車の正しい乗り方を家族で習得するとともに、幼児・児童を自転車に乗車させるときは必ずヘルメットを着用させる。
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none">○ 町内会、自治会、母の会、老人クラブ等は、子どもと高齢者を中心とした交通安全講習会を開催し、地域全体で交通安全意識を高める。○ 子どもや高齢者に自転車安全利用五則などの正しい自転車の乗り方を指導する。○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行を呼びかける。○ 飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険性と違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動²の周知や点呼時や運転前にアルコール検知器の活用をするなどし、絶対に飲酒運転をさせない。○ 通学（通園）及び帰宅時間帯において、歩行者・自転車利用者に対する交通安全街頭指導を行い、子どもや高齢者の保護に努める。○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について周知し、普及・着用を促進する。また、全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹底する。

<p>関係機関・団体では</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における安全点検及び誘導活動等に努め、園児・児童の安全を確保する。 ○ 高齢運転者を対象に、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などについて、参加・体験・実践型の安全指導を実施する。 ○ 自動（被害軽減）ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載され、事故の防止や被害軽減効果のある安全運転サポート車（サポカーS³）について普及啓発を行う。 ○ 歩行者、自転車及び農耕作業用自動車への反射材用品等の装着を促進する。 ○ ライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。 ○ 農作業車両及び積荷への反射材用品の装着を促進する。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。 ○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険性と違法性について周知する。
<p>運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路、シルバーゾーン、ゾーン 30 を通行するときは、速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保する。 ○ 夕暮れ時や夜間には、ライトの早めの点灯（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む）と、こまめにライトを切り替える原則上向きライト走行を励行し、歩行者・自転車の早期発見と自車の存在を知らせることにより交通事故の防止を図る。 ○ 横断歩道では、歩行者優先であることを徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して歩行者を先に通行させ、信号機や横断歩道のない交差点でも、歩行者の横断を妨げないようにする。 ○ 歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、徐行するなど思いやりのある運転をする。 ○ 同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させる。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。 ○ 高齢運転者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、自己の運転技能に応じた無理のない運転を励行する。
<p>自転車利用者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も車両であることを再確認の上、車道の左側通行、整備不良車運転の禁止など交通ルールを遵守し、交通マナーを向上・実践する。 ○ 自転車事故の被害者の多くが頭部の負傷により重篤な結果となっていることからヘルメット着用を努める。 ○ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備と、TSマーク⁴等の自転車事故被害者の救済に資するための保険等への加入・更新に努める。 ○ 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを認識し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。 ○ 歩道通行時は歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。 ○ 道路を通行するときは自転車安全利用五則を実践する。
<p>歩行者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。 ○ 横断歩道の際、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を徹底し、無理な横断は絶対にしない。 ○ また、道路横断の際は、手を上げるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること。 ○ 特に高齢者は、夕暮れ時や夜間に交通事故の被害に遭うリスクが高いことから、外出を控えるよう努め、外出時は、明るい服装と反射材用品等の着用を心掛ける。また、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断を心掛ける。

《自転車安全利用五則》

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

《飲酒運転4(し)ない運動》

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

《3(サン)ライト運動》

- 1 ライトの早め点灯・原則上向きライト(ハイビーム)走行
- 2 反射材用品、LEDライト等の着用
- 3 右からの横断者、左からの車に注意

《安全運転5則》

- 1 安全速度を必ず守る。
- 2 カーブの手前でスピードを落とす。
- 3 交差点では必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止で横断者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は絶対にしない。

1 ライトの早め点灯

9月21日から3月31日までの間は、午後4時から点灯することを呼びかけるもの。

2 ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動のこと。

3 サポカーS

自動(被害軽減)ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車(安全運転サポート車)の愛称

4 TSマーク

自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマーク(有効期限1年)で賠償責任保険傷害保険が付帯されている。